

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年11月16日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	【増設多核種除去設備(A)クロスフローフィルタろ過水のカルシウムイオン濃度上昇について】 運転中の増設多核種除去設備(A)において、設備所管箇所にてクロスフローフィルタろ過水を採取しカルシウム濃度を測定したところ、6基中3基のクロスフローフィルタろ過水にカルシウム濃度上昇を確認し、当該設備を停止。 クロスフローフィルタ下流の吸着塔入口バッファタンク出口水のカルシウム濃度を測定したところ、社内で定めている基準値を下回っていることから、吸着塔の性能への影響はないと判断。 今後、原因を調査し、対応を検討。	GⅡ	11月12日
2	【共用プール建屋プロセス放射線モニタリチウム回収装置(A)の「冷凍部温度異常」警報リセット不可について】 当直員が、主管グループで実施の共用プール建屋プロセス放射線モニタリチウム回収装置(A)の計装品点検終了後、当該装置(A)を起動した約90分後に「冷凍部温度異常」警報が発生したことを確認。 当該装置(A)の冷凍部温度が警報をリセット可能な値以下であることを確認し警報のリセット操作を実施したが、リセットできなかった。 詳細原因はメーカーにて確認中。 トリチウム回収装置(B)が運転中のため問題なし。	GⅢ	11月10日
3	【3号機 PCVガス管理設備分電盤(A)地絡警報発生について】 3号機 原子炉格納容器(PCV)ガス管理設備にて「210/105V分電盤A地絡」他の警報が発生し、当直員がPCVガス管理システム(A)のモニタによる監視不能を確認。 現場調査の結果、当該分電盤のブレーカーNo. 7とそれに接続されているダストサンプリング装置ヒータのブレーカーが切れていたことにより、ダストサンプリング装置ヒータ回路の絶縁低下と推定。 当該ヒータ回路を隔離し、PCVガス管理設備分電盤(A)の電源を復旧後、モニタの監視機能の復旧を確認。 この間PCVガス管理システム(B)モニタにより監視していたため問題なし。 今後、当該ダストサンプリング装置ヒータ回路の絶縁低下箇所の調査を行い、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。	GⅢ	11月12日
4	【滞留水移送設備の使用前検査要領書(社内)の未作成について】 滞留水移送設備の使用前検査の受検にあたり、使用前検査要領書(社内)が未作成であったため、使用前検査が延期された。 原子力規制庁が昨年度に国の使用前検査要領書を制定しており、検査担当者が当社も国の要領書を使うものと誤認していたもの。 検査実施日を再調整し、使用前検査要領書(社内)制定後、受検を実施。	GⅢ	11月11日